富士フイルムホールディングス株式会社 株式取扱規程

(2023年3月10日改正)

第1章 総則

- 第1条 当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び新株予約権に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という)及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関(以下「証券会社等」という)が定めるところによるほか、定款の規定に基づきこの規程の定めるところによる。
- 第2条 (1)この規程による株式及び新株予約権関係事務は、株主名簿管理人において取扱う。
 - (2) 当会社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。 株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

- 第3条 (1)株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という)第154条第3項に規定された通知(以下「個別株主通知」という)を除く)により行うものとする。
 - (2)前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名 簿記載事項の変更を行うものとする。
 - (3)株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。
- 第4条 株主は、その氏名又は名称及び住所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。
- 第5条 法人である株主は、その代表者1名を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。
- 第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を、 機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更が あった場合も同様とする。
- 第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。
- 第8条 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。
- 第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主 本人からの届出とみなす。
- 第 10 条 新株予約権原簿への記載又は記録を請求するときは、所定の請求書を提出するものとする。
- 第11条 新株予約権者の届出事項に変更があった場合には、その旨を届け出るものとする。
- 第12条前2条のほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができるものとする。

第3章 株主確認

- 第13条(1)株主(個別株主通知を行った株主を含む)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という)を添付し、又は提供するものとする。但し、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
 - (2) 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
 - (3)代理人により請求等をする場合は、前2項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
 - (4)代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続

- 第14条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という)及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。但し、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。
- 第15条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、 署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。
- 第16条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は次のとおりとする。
 - 議案提案の理由 各議案ごとに400字
 - 2. 提案する議案が取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する議案の場合における 株主総会参考書類に記載すべき事項 各議案ごとに 400 字
 - 但し、提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき 事項は各候補者ごとに 400 字とする。
- 第17条 単元未満株式の買取り請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。
- 第18条(1)前条の買取り請求の買取り単価は、買取り請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
 - (2)前項による買取り単価に買取り請求株式数を乗じた額をもって買取り価格とする。
- 第19条(1)当会社は、前条により算出された買取り価格から第28条に定める手数料を控除した 金額を買取り代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより、 買取り単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。但し、 買取り価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日又は 割当日までに、買取り代金を支払うものとする。
 - (2) 買取り請求者は、その指定する銀行口座への振込み又はゆうちょ銀行現金払いによる 買取り代金の支払いを請求することができる。
- 第20条 買取り請求を受けた単元未満株式は、前条による買取り代金の支払い又は支払い手続を 完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。
- 第21条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増し請求」という)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

- 第22条 同一日になされたもので先後不明な買増し請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡 すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増し請求は、その効力 を生じないものとする。
- 第23条 買増し請求の効力は、買増し請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じる ものとする。
- 第24条(1) 買増し単価は、買増し請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
 - (2)前項による買増し単価に買増し請求株式数を乗じた額をもって買増し価格とする。
- 第25条 買増し請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増し 請求をした株主が証券会社等を通じて、買増し代金として買増し価格に第28条に定める 手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、 買増し請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。
- 第26条(1)当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日までの間、買 増し請求の受付を停止する。
 - 1.3月31日
 - 2.9月30日
 - 3. その他機構が定める株主確定日等
 - (2)前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増し請求の受付停止期間を 設けることができるものとする。

第5章 特別口座の特例

第27条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 手数料

第28条 第17条の単元未満株式買取り請求及び第21条の単元未満株式買増し請求に係る手数料 は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

第7章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

- 第29条 当会社は、以下の各号の一の事由その他の正当な理由(振替法第151条第8項の「正当な理由」をいう)がある場合には、機構に対し、当会社が定める一定の日の株主についての総株主通知の請求をすることができる。
 - 1. 当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則(以下「法令等」という) に基づき株主に対して通知するために必要があるとき。
 - 2. 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
 - 3. 当会社が、振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
 - 4. 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
 - 5. 当会社の取締役会が、一定の日における当会社の株式保有者を、当会社が把握する 必要があると判断したとき又は当会社の株主名簿に反映させるべきであると判断し たとき。

- 第30条 当会社は、以下の各号の一の事由その他の正当な理由(振替法第277条の「正当な理由」をいう)がある場合には、機構又は証券会社等に対し、当会社が定める一定の日の特定の株主について、振替口座簿の当会社の株式が記録されている口座の情報の提供の請求をすることができる。
 - 1. 株主の同意があるとき。
 - 2. 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
 - 3. 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
 - 4. 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
 - 5. 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
 - 6. 当会社の取締役会が、特定の株主の当社株式の保有株式数を把握する必要があると判断したとき。

附則

この規程の改正は、取締役会の決議によるものとする。

以上